

令和5年12月8日招集

第4回見附市議会定例会提出議件

見 附 市



## 市長提出議件

- 議第74号 専決処分について（令和5年度見附市一般会計補正予算（第6号））
- 議第75号 見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例の制定について
- 議第76号 見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第77号 見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第78号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第79号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第80号 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第81号 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第82号 見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第83号 見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第84号 見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第85号 令和5年度見附市一般会計補正予算（第8号）
- 議第86号 令和5年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議 第 8 7 号 令和 5 年度見附市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議 第 8 8 号 令和 5 年度見附市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 8 9 号 令和 5 年度見附市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 9 0 号 令和 5 年度見附市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 9 1 号 令和 5 年度見附市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 9 2 号 令和 5 年度見附市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 9 3 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議 第 9 4 号 見附市勤労者家庭支援施設の指定管理者の指定について
- 議 第 9 5 号 見附市大平森林公園の指定管理者の指定について
- 議 第 9 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議 第 9 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議 第 9 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議 第 9 9 号 見附市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議 第 1 0 0 号 令和 5 年度見附市一般会計補正予算 (第 7 号)

議第74号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮



専決第10号

令和5年度 見附市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度見附市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,469,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月21日専決

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19	繰越金	545,869	42,000	587,869
	1 繰越金	545,869	42,000	587,869
	歳 入 合 計	18,427,000	42,000	18,469,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6	農林水産業費	510,770	42,000	552,770
	1 農業費	491,886	42,000	533,886
	歳 出 合 計	18,427,000	42,000	18,469,000





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費	510,770	42,000	552,770
歳 出 合 計	18,427,000	42,000	18,469,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
			42,000
0	0	0	42,000

2 歳 入

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	545,869	42,000	587,869
	1	繰越金	545,869	42,000	587,869
	1	繰越金	545,869	42,000	587,869

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	42,000	1 前年度分 42,000

19款 繰越金

3 歳 出

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	510,770	42,000	552,770		42,000
	1	農業費	491,886	42,000	533,886		42,000
	3	農業振興費	57,284	42,000	99,284		42,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	42,000	1 生産組織等育成事業 補助金 水稲生産者支援補助金	42,000 42,000 42,000

6 款 農林水産業費





議第75号

見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例の制定について

見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例

目次

第1章 見附市重大事態対策委員会（第1条—第12条）

第2章 見附市重大事態再調査委員会（第13条—第19条）

附則

第1章 見附市重大事態対策委員会  
（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第28条に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合に調査等を行うため、教育委員会の附属機関として、見附市重大事態対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1） 法第12条の規定により策定した見附市いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に必要な助言等を行う。
- （2） 法第28条第1項の規定により教育委員会が行うこととされている重大事態に係る調査を行う。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集するものとする。

- 2 対策委員会の会議は、委員（第8条第1項及び第2項の規定により除斥された委員並びに同条第3項の規定により回避した委員を除き、第9条第1項の規定により委嘱された臨時委員を含む。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会の会議は、公開しないものとする。

(意見の聴取等)

第7条 対策委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥及び回避)

第8条 委員は、4親等内の親族に関する重大事態については、除斥されるものとする。

2 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができない恐れがある委員があるときは、第6条第3項の決定を経て、当該委員を除斥することができる。

3 委員は、公平な調査等を行うことができない相当な理由があるときは、自ら調査等を回避することができる。

(臨時委員)

第9条 教育委員会は、前条の規定により除斥される委員又は回避する委員があるときは、その委員に代わり当該除斥又は回避に係る重大事態の調査等を行う委員(以下「臨時委員」という。)を委嘱することができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該除斥又は回避に係る重大事態の調査等が終わるまでの期間とする。ただし、当該除斥又は回避のあった委員の残任期間を超えることができない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

## 第2章 見附市重大事態再調査委員会

(設置)

第13条 法第30条第2項の規定に基づく調査等(以下「再調査」という。)を行うため、見附市重大事態再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第14条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行う。

(組織)

第15条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、再調査の事案ごとに法律、医療、教育、心理又は福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者から市長が委嘱する。ただし、対策委員会の委員と兼任することはできない。

(任期)

第16条 委員の任期は、第14条の諮問に係る再調査が終了するまでとする。

(庶務)

第17条 再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(準用)

第18条 第5条から第8条まで、第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「第3条第2項」とあるのは「第15条第2項」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される対策委員会の委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年見附市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

都市計画審議会委員	予算の範囲内で市長の定める額
農林水産業振興審議会委員	
大規模小売店舗立地審議会委員	
行政不服審査会委員	
情報公開・個人情報保護審査会委員	
情報公開・個人情報保護制度審議会委員	
総合計画審議会委員	
環境審議会委員	
統計調査員	
市役所産業医	
予防接種従事医師	
スポーツ推進委員	
学校運営協議会委員	
就学支援委員	

」を

都市計画審議会委員	予算の範囲内で市長の定める額
農林水産業振興審議会委員	
大規模小売店舗立地審議会委員	
行政不服審査会委員	
情報公開・個人情報保護審査会委員	
情報公開・個人情報保護制度審議会委員	
総合計画審議会委員	
環境審議会委員	
統計調査員	
市役所産業医	
予防接種従事医師	

スポーツ推進委員	
学校運営協議会委員	
就学支援委員	
重大事態対策委員会委員	
重大事態再調査委員会委員	

」に

改める。

議第76号

見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について

見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例

見附市立保育園設置条例（昭和39年見附市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表名木野保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





議第77号

見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例

見附市立へき地保育所設置条例（昭和49年見附市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表見附市立漆山保育園の項、見附市立坂井保育園の項及び見附市立反田保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議第78号

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年見附市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同

条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第79号

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
見附市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第80号

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見附  
市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分  
の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給  
する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月  
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関  
する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。





議第81号

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年見附市条例  
第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分  
の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改  
正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給  
する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月  
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条  
例の規定は、令和5年12月1日から適用する。



議第82号

見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 見附市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年見附市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第38条」に改める。

第5条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第17条の3第1項第2号中「第17条の4第1項」を「次条第1項」に改める。

第22条第2項中「第21条」を「前条」に改める。

第24条の4第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条 見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100

分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	

22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300

51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900

80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			

109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第36条及び第37条に規定する職員を除く。

第3条 見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支



給する場合には「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の見附市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条改正後給与条例第24条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。



## 議第 8 3 号

見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

見附市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市火災予防条例の一部を改正する条例

見附市火災予防条例（昭和 3 7 年見附市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 1 3 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号」

に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放 式	組込型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ、キャビネ ット型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こんろ	1 4 kW以 下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
				据置型レン ジ	2 1 kW以 下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放 式	組込型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ、キャビネ ット型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こんろ	1 4 kW以 下	80	0	—	0	
				据置型レン ジ	2 1 kW以 下	80	0	—	0	

固体 燃料	不燃 以外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されな いもの		使用温度が 800℃以 上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が 300℃以 上800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が 300℃未 満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の見附市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）

の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第 8 4 号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年見附市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した被保険者均等割額（第

1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号



- (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議第 85 号

令和 5 年度 見附市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度見附市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,994,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 12 月 8 日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金	70,218	8,397	78,615
	1 負担金	70,218	8,397	78,615
14	国庫支出金	3,292,724	43,178	3,335,902
	1 国庫負担金	1,738,220	22,675	1,760,895
	2 国庫補助金	1,545,074	20,503	1,565,577
15	県支出金	1,417,422	12,696	1,430,118
	1 県負担金	777,377	12,020	789,397
	2 県補助金	449,301	676	449,977
16	財産収入	53,001	2,888	55,889
	2 財産売払収入	8,103	2,888	10,991
18	繰入金	1,051,198	212,148	1,263,346
	2 基金繰入金	989,898	212,148	1,202,046
19	繰越金	587,869	10,223	598,092
	1 繰越金	587,869	10,223	598,092
20	諸収入	201,918	1,470	203,388
	4 雑入	141,574	1,470	143,044
	歳 入 合 計	18,703,000	291,000	18,994,000

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	議会費	148,314	△2,223	146,091
	1 議会費	148,314	△2,223	146,091
2	総務費	2,555,852	203,745	2,759,597
	1 総務管理費	2,219,440	207,522	2,426,962
	2 徴税費	180,675	△9,120	171,555
	3 戸籍住民基本台帳費	96,745	3,734	100,479
	4 選挙費	27,622	86	27,708
	5 統計調査費	8,607	1,134	9,741
	6 監査委員費	22,763	389	23,152
3	民生費	7,089,211	68,536	7,157,747
	1 社会福祉費	3,459,277	68,744	3,528,021
	2 児童福祉費	3,359,236	678	3,359,914
	3 生活保護費	270,698	△886	269,812
4	衛生費	1,842,787	7,992	1,850,779
	1 保健衛生費	1,195,278	9,741	1,205,019
	2 清掃費	647,509	△1,749	645,760
5	労働費	33,209	553	33,762
	1 労働諸費	33,209	553	33,762
6	農林水産業費	552,770	9,222	561,992
	1 農業費	533,886	9,222	543,108
7	商工費	249,782	1,619	251,401
	1 商工費	249,782	1,619	251,401
8	土木費	2,171,619	△3,684	2,167,935
	1 土木管理費	38,259	3,148	41,407
	2 道路橋りょう費	792,351	2,524	794,875
	3 都市計画費	1,217,429	△6,323	1,211,106
	4 住宅費	123,580	△3,033	120,547
9	消防費	635,130	3,666	638,796
	1 消防費	635,130	3,666	638,796
10	教育費	1,623,715	1,574	1,625,289
	1 教育総務費	263,378	△65	263,313

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	323,423	814	324,237
	3 中学校費	172,280	5,878	178,158
	5 社会教育費	390,820	△15,444	375,376
	6 保健体育費	451,344	10,391	461,735
	歳 出 合 計	18,703,000	291,000	18,994,000

第2表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度 額
「みつけ市議会だより」印刷製本	令和5年度から 令和6年度まで	1,529千円
「広報見附」印刷製本	令和5年度から 令和6年度まで	7,967千円
スクールバス運行管理業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	5,990千円
施設管理業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	152,698千円
マイクロバス運行管理委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	5,800千円
固定資産税・都市計画税納税通知書封入 作業委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	627千円
固定資産土地評価業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	17,776千円
清掃センター運転管理モニタリング 支援業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	3,762千円
指定ごみ袋等製作委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	19,419千円
粗大ごみ収集運搬業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	8,250千円
最終処分場運転管理業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	7,366千円
「イベントカレンダー」印刷製本	令和5年度から 令和6年度まで	839千円
市民交流センター定期清掃業務委託 契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,674千円
ふるさとセンター定期清掃業務委託 契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,510千円
公民館清掃業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	4,812千円
中学生海外派遣事業	令和5年度から 令和6年度まで	4,380千円
勤労者家庭支援施設指定管理施設管理 協定	令和5年度から 令和10年度まで	指定管理者と協定を締結した額
消防本部及び消防署今町出張所庁舎清 掃業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	1,749千円
子ども・子育て支援施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	11,629千円
プレイラボみつけ清掃業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,065千円
給食センター排水処理施設維持管理委 託契約	令和5年度から 令和8年度まで	7,000千円
見附市大平森林公園指定管理協定	令和5年度から 令和10年度まで	指定管理者と協定を締結した額





# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	70,218	8,397	78,615
14 国庫支出金	3,292,724	43,178	3,335,902
15 県支出金	1,417,422	12,696	1,430,118
16 財産収入	53,001	2,888	55,889
18 繰入金	1,051,198	212,148	1,263,346
19 繰越金	587,869	10,223	598,092
20 諸収入	201,918	1,470	203,388
歳入合計	18,703,000	291,000	18,994,000





## 2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
12		分担金及び負担金	70,218	8,397	78,615
	1	負担金	70,218	8,397	78,615
	2	衛生費負担金	4,419	250	4,669
	4	総務費負担金	0	8,147	8,147
14		国庫支出金	3,292,724	43,178	3,335,902
	1	国庫負担金	1,738,220	22,675	1,760,895
	1	民生費国庫負担金	1,627,570	22,100	1,649,670
	2	衛生費国庫負担金	110,650	575	111,225
	2	国庫補助金	1,545,074	20,503	1,565,577
	1	総務費国庫補助金	549,425	11,657	561,082
	2	民生費国庫補助金	624,138	8,846	632,984
15		県支出金	1,417,422	12,696	1,430,118
	1	県負担金	777,377	12,020	789,397
	1	民生費県負担金	774,810	11,733	786,543
	2	衛生費県負担金	325	287	612
	2	県補助金	449,301	676	449,977
	1	総務費県補助金	9,318	251	9,569
	2	民生費県補助金	200,659	425	201,084
16		財産収入	53,001	2,888	55,889
	2	財産売払収入	8,103	2,888	10,991

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	250	1 養育医療給付費負担金	250
1 総務費負担金	8,147	1 職員退職手当他会計負担金	8,147
1 社会福祉費負担金	22,100	1 障害者自立支援給付費国庫負担金 2 障害児入所給付費等国庫負担金	1,500 20,600
1 保健衛生費負担金	575	1 母子保健衛生費国庫負担金	575
1 総務管理費補助金	1,453	1 個人番号カード交付事務費補助金	1,453
3 地方創生臨時交付金	10,204	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	10,204
1 社会福祉費補助金	200	1 障害者総合支援事業費国庫補助金	200
2 児童福祉費補助金	8,646	1 次世代育成支援対策施設整備交付金	8,646
1 社会福祉費負担金	11,050	1 障害者自立支援給付費県費負担金 2 障害児入所給付費等県費負担金	750 10,300
7 保険基盤安定拠出金	683	1 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金	683
1 保健衛生費負担金	287	1 養育医療給付費県費負担金	287
1 総務管理費補助金	251	1 リーディングプロジェクト事業補助金	251
2 老人福祉費補助金	425	1 高齢者障害者住宅整備補助事業補助金	425

1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金 1 6 款 財産収入

(款) 16 財産収入  
 (項) 2 財産売払収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	不動産売払収入	8,003	297	8,300
	2	物品売払収入	100	2,591	2,691
18		繰入金	1,051,198	212,148	1,263,346
	2	基金繰入金	989,898	212,148	1,202,046
	1	財政調整基金繰入金	564,000	212,148	776,148
19		繰越金	587,869	10,223	598,092
	1	繰越金	587,869	10,223	598,092
	1	繰越金	587,869	10,223	598,092
20		諸収入	201,918	1,470	203,388
	4	雑入	141,574	1,470	143,044
	4	雑入	141,162	1,470	142,632

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 土地売払収入	297	1 土地売払収入	297
1 物品売払収入	2,591	1 その他物品売払収入（総務課）	2,591
1 財政調整基金繰入金	212,148	1 財政調整基金繰入金	212,148
1 繰越金	10,223	1 前年度分	10,223
1 総務費雑入	950	1 物件移転補償費	950
3 衛生費雑入	520	1 歩数計販売収入	520

16款 財産収入 18款 繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入

### 3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

1	1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議会費	148,314	△ 2,223	146,091		△ 2,223
	1	議会費	148,314	△ 2,223	146,091		△ 2,223
	1	議会費	148,314	△ 2,223	146,091		△ 2,223
2		総務費	2,555,852	203,745	2,759,597	14,004	189,741
	1	総務管理費	2,219,440	207,522	2,426,962	12,551	194,971
	1	一般管理費	501,444	201,852	703,296	その他 8,147	193,705
	4	財産管理費	133,526	1,266	134,792		1,266

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△ 1,125	1 職員給与費	△ 2,808
		職員給	△ 1,125
3 職員手当等	△ 610	職員手当	△ 1,195
		職員共済組合負担金	△ 750
4 共済費	△ 488	社会保険料等	262
		社会保険料	237
		雇用保険料	25
		2 議員活動費	585
		議員手当	585
		議員期末手当	585
1 報酬	2,515	1 特別職給与費	4,550
		特別職手当	4,550
2 給料	14,465	2 職員給与費	193,971
		職員給	14,465
3 職員手当等	175,522	職員手当	169,803
		児童手当	1,000
4 共済費	9,190	職員共済組合負担金	10,197
		社会保険料等	△ 1,494
8 旅費	23	社会保険料	△ 1,364
		雇用保険料	△ 130
13 使用料及び 賃借料	137	3 人事管理費	1,107
		会計年度任用職員報酬	890
		会計年度任用職員共済組合負担金	33
		社会保険料等	161
		社会保険料	157
		雇用保険料	4
		会計年度任用職員費用弁償	23
		4 総務一般経費	137
		使用料	137
		公有財産売却システム利用料	137
		5 会計一般経費	2,087
		会計年度任用職員報酬	1,625
		会計年度任用職員手当	169
		会計年度任用職員共済組合負担金	105
		社会保険料等	188
		社会保険料	170
		雇用保険料	18
10 需用費	1,022	1 庁舎管理費	1,022
		光熱水費	672

1 款 議会費 2 款 総務費

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	地域活動推進費	100,163	874	101,037	国庫支出金 874	
	11	市民活動推進費	95,010	3,530	98,540	国庫支出金 3,530	
2		徴税费	180,675	△ 9,120	171,555		△ 9,120
	1	税務総務費	132,951	△ 12,120	120,831		△ 12,120
	2	賦課徴収費	47,724	3,000	50,724		3,000
3		戸籍住民基本台帳費	96,745	3,734	100,479	1,453	2,281
	1	戸籍住民基本台帳費	96,745	3,734	100,479	国庫支出金 1,453	2,281

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	244	電気料 ガス上下水道使用料 修繕料 施設修繕料 2 普通財産管理費 工事請負費 工作物撤去工事費	160 512 350 350 244 244 244
10 需用費	874	1 地域自治推進事業 光熱水費 電気料 ガス上下水道使用料	874 874 552 322
10 需用費	3,530	1 市民交流センター管理費 光熱水費 電気料 ガス上下水道使用料	3,530 3,530 3,400 130
1 報酬	1,867	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	△ 14,548 △ 7,220 △ 5,187 △ 2,141
2 給料	△ 7,220		
3 職員手当等	△ 5,187		
4 共済費	△ 1,659	2 税務総務一般経費 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員共済組合負担金	2,428 1,867 164
8 旅費	79	社会保険料等 社会保険料 雇用保険料 会計年度任用職員費用弁償	318 306 12 79
22 償還金利子 及び割引料	3,000	1 賦課徴収事務費 償還金 過年度分市税還付金	3,000 3,000 3,000
1 報酬	1,276	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	2,157 514 917 726
2 給料	514		
3 職員手当等	917		
4 共済費	903	2 戸籍住民基本台帳費一般経費 会計年度任用職員報酬 社会保険料等	1,577 1,276 177
12 委託料	124	社会保険料 雇用保険料 委託料	162 15 124

2款 総務費

(款) 2 総務費  
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	4	選挙費	27,622	86	27,708		86
	1	選挙管理委員会費	15,946	86	16,032		86
	5	統計調査費	8,607	1,134	9,741		1,134
	1	統計調査費	8,607	1,134	9,741		1,134
	6	監査委員費	22,763	389	23,152		389
	1	監査委員費	22,763	389	23,152		389
3		民生費	7,089,211	68,536	7,157,747	35,958	32,578
	1	社会福祉費	3,459,277	68,744	3,528,021	35,958	32,786
	1	社会福祉総務費	1,619,175	57,823	1,676,998	国庫支出金 23,800 県支出金 11,050	22,973

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		自動釣銭機保守業務委託料	124
2 給料	121	1 職員給与費	86
3 職員手当等	75	職員給	121
4 共済費	△ 110	職員手当	75
		職員共済組合負担金	△ 110
2 給料	438	1 職員給与費	1,134
3 職員手当等	475	職員給	438
4 共済費	221	職員手当	475
		職員共済組合負担金	221
2 給料	50	1 職員給与費	389
3 職員手当等	309	職員給	50
4 共済費	30	職員手当	309
		職員共済組合負担金	30
2 給料	4,383	1 職員給与費	10,923
3 職員手当等	4,991	職員給	4,383
4 共済費	1,749	職員手当	4,991
12 委託料	400	職員共済組合負担金	1,549
18 負担金補助及び交付金	1,500	2 社会福祉総務一般経費	200
19 扶助費	44,200	会計年度任用職員共済組合負担金	200
27 繰出金	600	3 国民健康保険事業特別会計繰出金	600
		繰出金	600
		4 補装具給付事業	3,000
		扶助費	3,000
		補装具費	3,000
		5 障害児給付事業	41,200
		扶助費	41,200
		障害児通所給付費	41,200
		6 福祉タクシー利用料金等助成事業	1,500
		補助金	1,500
		人工透析福祉デマンドタクシー補助金	1,500
		7 その他障害者福祉事業	400
		委託料	400

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	老人福祉費	1,440,463	3,450	1,443,913	県支出金 1,108	2,342
	4	国民年金事務費	18,333	7,471	25,804		7,471
2		児童福祉費	3,359,236	678	3,359,914		678
	1	児童福祉総務費	332,995	1,692	334,687		1,692
	2	児童措置費	2,226,708	△ 1,531	2,225,177		△ 1,531
	4	児童手当費	551,466	265	551,731		265

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		障害福祉サービスシステム改修委託料	400
19 扶助費	850	1 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業 扶助費	850 850
27 繰出金	2,600	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業費  2 介護保険事業特別会計繰出金 繰出金	850  1,500 1,500
		3 後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金	1,100 1,100
1 報酬	1,514	1 職員給与費	5,483
		職員給	3,323
2 給料	3,323	職員手当	1,202
		職員共済組合負担金	958
3 職員手当等	1,380	2 国民年金事務一般経費	1,988
4 共済費	1,194	会計年度任用職員報酬	1,514
		会計年度任用職員手当	178
8 旅費	60	会計年度任用職員共済組合負担金	77
		社会保険料等	159
		社会保険料	142
		雇用保険料	17
		会計年度任用職員費用弁償	60
1 報酬	2,175	1 職員給与費	△ 1,086
		職員給	△ 2,595
2 給料	△ 2,595	職員手当	1,884
		職員共済組合負担金	△ 375
3 職員手当等	2,075	2 子育て支援事業	2,778
4 共済費	△ 42	会計年度任用職員報酬	2,175
		会計年度任用職員手当	191
8 旅費	79	会計年度任用職員共済組合負担金	63
		社会保険料等	270
		社会保険料	235
		雇用保険料	19
		労災保険料	16
		会計年度任用職員費用弁償	79
2 給料	△ 912	1 職員給与費	△ 1,531
		職員給	△ 912
3 職員手当等	△ 113	職員手当	△ 113
		職員共済組合負担金	△ 506
4 共済費	△ 506		
2 給料	94	1 職員給与費	265
		職員給	94
3 職員手当等	143	職員手当	143

3款 民生費

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
		5	児童扶養手当費	119,888	252	120,140		252
	3		生活保護費	270,698	△ 886	269,812		△ 886
		1	生活保護総務費	48,056	△ 886	47,170		△ 886
4			衛生費	1,842,787	7,992	1,850,779	1,632	6,360
	1		保健衛生費	1,195,278	9,741	1,205,019	1,632	8,109
		1	保健衛生総務費	494,799	△ 7,280	487,519		△ 7,280
		2	保健事業費	156,338	520	156,858	その他 520	
		4	母子衛生費	183,211	14,601	197,812	国庫支出金 575 県支出金 287 その他 250	13,489
		6	斎場費	26,246	1,900	28,146		1,900
	2		清掃費	647,509	△ 1,749	645,760		△ 1,749
		1	清掃総務費	97,991	△ 924	97,067		△ 924

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共済費	28	職員共済組合負担金	28
2 給料	104	1 職員給与費	252
3 職員手当等	108	職員給	104
4 共済費	40	職員手当	108
		職員共済組合負担金	40
2 給料	△ 592	1 職員給与費	△ 886
4 共済費	△ 294	職員給	△ 592
		職員共済組合負担金	△ 294
2 給料	△ 4,054	1 職員給与費	△ 7,280
3 職員手当等	△ 1,666	職員給	△ 4,054
4 共済費	△ 1,560	職員手当	△ 1,666
		職員共済組合負担金	△ 1,560
10 需用費	520	1 健幸ポイント制度事業	520
		消耗品費	520
12 委託料	201	1 子どもの医療費助成事業	13,200
19 扶助費	14,400	委託料	200
		医療費審査委託料	200
		扶助費	13,000
		医療給付費	13,000
		2 養育医療給付事業	1,401
		委託料	1
		医療費審査委託料	1
		扶助費	1,400
		未熟児養育医療給付費	1,400
10 需用費	1,900	1 斎場費	1,900
		光熱水費	1,900
		ガス上下水道使用料	1,900
2 給料	△ 646	1 職員給与費	△ 924
3 職員手当等	34	職員給	△ 646
4 共済費	△ 312	職員手当	34
		職員共済組合負担金	△ 312

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	ごみ処理費	515,293	△ 825	514,468		△ 825
5		労働費	33,209	553	33,762	251	302
	1	労働諸費	33,209	553	33,762	251	302
	1	労働諸費	13,547	553	14,100	県支出金 251	302
6		農林水産業費	552,770	9,222	561,992	4,300	4,922
	1	農業費	533,886	9,222	543,108	4,300	4,922
	1	農業委員会費	32,243	639	32,882		639
	2	農業総務費	66,271	3,216	69,487		3,216
	3	農業振興費	99,284	4,300	103,584	国庫支出金 4,300	
	4	農地費	336,088	1,067	337,155		1,067
7		商工費	249,782	1,619	251,401		1,619
	1	商工費	249,782	1,619	251,401		1,619
	1	商工総務費	69,410	1,619	71,029		1,619

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	△ 404	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	△ 825
3 職員手当等	△ 200		△ 404
4 共済費	△ 221		△ 200 △ 221
12 委託料	553	1 子育てしやすい職場づくり支援事業 委託料 テレワーク推進支援事業委託料	553 553 553
2 給料	179	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	639
3 職員手当等	353		179
4 共済費	107		353 107
2 給料	1,329	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	2,724
3 職員手当等	790		1,329
4 共済費	605		790 605
18 負担金補助 及び交付金	492	2 農業総務一般経費 負担金 新潟県広域被害防止協議会負担金	492 492 492
10 需用費	300	1 生産組織等育成事業 消耗品費 補助金 収入保険加入促進事業補助金	4,300
18 負担金補助 及び交付金	4,000		300 4,000 4,000
2 給料	391	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	1,067
3 職員手当等	519		391
4 共済費	157		519 157
2 給料	△ 886	1 職員給与費 職員給 職員手当 職員共済組合負担金	1,619
3 職員手当等	2,098		△ 886
4 共済費	407		2,098 407

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

(款) 8 土木費  
(項) 1 土木管理費

8	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	2,171,619	△ 3,684	2,167,935		△ 3,684
1	土木管理費	38,259	3,148	41,407		3,148
1	土木総務費	38,259	3,148	41,407		3,148
2	道路橋りょう費	792,351	2,524	794,875		2,524
1	道路橋りょう総務費	27,143	△ 422	26,721		△ 422
2	道路維持費	238,884	3,137	242,021		3,137
4	地方道事業費	138,323	△ 191	138,132		△ 191
3	都市計画費	1,217,429	△ 6,323	1,211,106		△ 6,323
1	都市計画総務費	213,109	215	213,324		215
2	街路事業費	7,664	△ 256	7,408		△ 256
4	公園管理費	134,889	△ 1,787	133,102		△ 1,787

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	1,642	1 職員給与費	358
2 給料	233	職員給	233
3 職員手当等	293	職員手当	70
		職員共済組合負担金	55
4 共済費	906	2 土木総務一般経費	2,790
		会計年度任用職員報酬	1,642
8 旅費	74	会計年度任用職員手当	223
		会計年度任用職員共済組合負担金	210
		社会保険料等	641
		社会保険料	610
		雇用保険料	31
		会計年度任用職員費用弁償	74
2 給料	△ 25	1 職員給与費	△ 422
3 職員手当等	△ 377	職員給	△ 25
4 共済費	△ 20	職員手当	△ 377
		職員共済組合負担金	△ 20
2 給料	1,389	1 職員給与費	3,137
3 職員手当等	1,017	職員給	1,389
4 共済費	731	職員手当	1,017
		職員共済組合負担金	731
2 給料	401	1 職員給与費	△ 191
3 職員手当等	△ 636	職員給	401
4 共済費	44	職員手当	△ 636
		職員共済組合負担金	44
2 給料	139	1 職員給与費	215
3 職員手当等	83	職員給	139
4 共済費	△ 7	職員手当	83
		職員共済組合負担金	△ 7
2 給料	42	1 職員給与費	△ 256
3 職員手当等	△ 268	職員給	42
4 共済費	△ 30	職員手当	△ 268
		職員共済組合負担金	△ 30
2 給料	△ 1,019	1 職員給与費	△ 1,787
3 職員手当等	△ 401	職員給	△ 1,019
		職員手当	△ 401

8款 土木費

(款) 8 土木費  
(項) 3 都市計画費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
		5	公園建設費	14,270	△ 4,495	9,775		△ 4,495
	4		住宅費	123,580	△ 3,033	120,547		△ 3,033
		2	住宅管理費	63,529	△ 3,033	60,496		△ 3,033
9			消防費	635,130	3,666	638,796		3,666
	1		消防費	635,130	3,666	638,796		3,666
		1	常備消防費	490,174	3,666	493,840		3,666
10			教育費	1,623,715	1,574	1,625,289		1,574
	1		教育総務費	263,378	△ 65	263,313		△ 65
		2	事務局費	120,104	△ 675	119,429		△ 675
		3	教育指導費	130,669	610	131,279		610
	2		小学校費	323,423	814	324,237		814
		1	学校管理費	242,929	466	243,395		466

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	△ 367	職員共済組合負担金	△ 367
2 給料	△ 2,681	1 職員給与費	△ 4,495
3 職員手当等	△ 1,156	職員給	△ 2,681
4 共済費	△ 658	職員手当	△ 1,156
		職員共済組合負担金	△ 658
2 給料	△ 1,390	1 職員給与費	△ 3,033
3 職員手当等	△ 1,096	職員給	△ 1,390
4 共済費	△ 547	職員手当	△ 1,096
		職員共済組合負担金	△ 547
1 報酬	10	1 職員給与費	3,656
2 給料	774	職員給	774
3 職員手当等	1,981	職員手当	1,981
4 共済費	901	職員共済組合負担金	901
		2 消防総務事業	10
		会計年度任用職員報酬	10
2 給料	△ 165	1 職員給与費	△ 675
3 職員手当等	△ 338	職員給	△ 165
4 共済費	△ 172	職員手当	△ 338
		職員共済組合負担金	△ 433
		社会保険料等	261
		社会保険料	237
		雇用保険料	24
4 共済費	610	1 教育指導経費	610
		会計年度任用職員共済組合負担金	239
		社会保険料等	371
		社会保険料	371
2 給料	32	1 職員給与費	△ 94
3 職員手当等	△ 123	職員給	32
4 共済費	△ 3	職員手当	△ 123
		職員共済組合負担金	△ 3

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
		2	教育振興費	80,494	348	80,842		348
3		中学校費	172,280	5,878	178,158		5,878	
		2	教育振興費	59,714	5,878	65,592		5,878
5		社会教育費	390,820	△ 15,444	375,376		△ 15,444	
		1	社会教育総務費	34,152	△ 7,387	26,765		△ 7,387
		2	公民館費	137,715	△ 8,057	129,658		△ 8,057
6		保健体育費	451,344	10,391	461,735		10,391	
		1	保健体育総務費	24,388	5,035	29,423		5,035
		3	学校給食費	102,516	82	102,598		82

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	200	2 小学校施設管理費	560
17 備品購入費	360	消耗品費	200
		備品費	360
		備品	360
10 需用費	348	1 小学校教育用コンピュータ設置事業	348
		修繕料	348
		備品修繕料	348
10 需用費	477	1 中学校教育用コンピュータ設置事業	477
		修繕料	477
12 委託料	2,880	備品修繕料	477
18 負担金補助 及び交付金	2,521	2 中学校教育振興事業	5,401
		委託料	2,880
		生徒通学用バス委託料	2,880
		補助金	2,521
		中学校体育対外試合生徒輸送費補助金	1,733
		中学校音楽コンクール生徒輸送費補助金	788
2 給料	△ 4,737	1 職員給与費	△ 7,387
		職員給	△ 4,737
3 職員手当等	△ 1,534	職員手当	△ 1,534
		職員共済組合負担金	△ 1,377
4 共済費	△ 1,116	社会保険料等	261
		社会保険料	237
		雇用保険料	24
2 給料	△ 4,280	1 職員給与費	△ 8,057
		職員給	△ 4,280
3 職員手当等	△ 2,379	職員手当	△ 2,379
		職員共済組合負担金	△ 1,398
4 共済費	△ 1,398		
2 給料	2,440	1 職員給与費	5,035
		職員給	2,440
3 職員手当等	1,706	職員手当	1,706
		職員共済組合負担金	634
4 共済費	889	社会保険料等	255
		社会保険料	231
		雇用保険料	24
4 共済費	82	1 学校給食費	82
		社会保険料等	82
		社会保険料	82

10款 教育費

(款) 10 教育費  
 (項) 6 保健体育費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		4	給食センター運営費	229,586	5,274	234,860		5,274

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,541	1 職員給与費	5,274
		職員給	2,541
3 職員手当等	1,822	職員手当	1,822
		職員共済組合負担金	1,145
4 共済費	911	社会保険料等	△ 234
		社会保険料	△ 215
		雇用保険料	△ 19

10款 教育費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月 分)	調 整 手 当	寒 冷 地 当 手	そ の 他 の 手 当	計					
	人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
補 正 後	長 等	3		24,225	(3.40)	7,880		229	4,331	36,665	6,599	43,264	
	議 員	17	60,948		(3.40)	19,860				80,808	18,857	99,665	
	そ の 他 の 特 別 職	978	53,634							53,634		53,634	
	計	998	114,582	24,225		27,740		229	4,331	171,107	25,456	196,563	
補 正 前	長 等	3		24,225	(3.30)	7,661		229		32,115	6,599	38,714	
	議 員	17	60,948		(3.30)	19,275				80,223	18,857	99,080	
	そ の 他 の 特 別 職	978	53,634							53,634		53,634	
	計	998	114,582	24,225		26,936		229		165,972	25,456	191,428	
比 較	長 等				(0.10)	219			4,331	4,550		4,550	
	議 員				(0.10)	585				585		585	
	そ の 他 の 特 別 職												
	計					804			4,331	5,135		5,135	

## 2. 一般職

### (1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(361) 300	千円 465,771	千円 1,138,112	千円 909,096	千円 2,512,979	千円 461,632	千円 2,974,611	
補正前	(354) 302	454,772	1,137,461	734,624	2,326,857	451,437	2,778,294	
比 較	(7) △ 2	10,999	651	174,472	186,122	10,195	196,317	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外 勤 務	休日勤務	夜間勤務	単身赴任 災害派遣
	補 正 後	千円 33,033	千円 0	千円 18,990	千円 4,720	千円 130,221	千円 17,128	千円 5,300	千円 0
	補 正 前	31,872	0	17,947	4,720	122,556	17,128	5,300	0
	比 較	1,161	0	1,043	0	7,665	0	0	0
	区分	期 末	勤 勉	寒冷地	通 勤	管理職	初任給 調 整	管理職員 特別勤務	退 職
	補 正 後	千円 295,524	千円 199,686	千円 18,574	千円 11,497	千円 23,049	千円 0	千円 1,023	千円 150,351
	補 正 前	293,902	190,198	18,268	11,137	20,573	0	1,023	0
比 較	1,622	9,488	306	360	2,476	0	0	150,351	

#### ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(9) 300	千円 0	千円 1,138,112	千円 860,501	千円 1,998,613	千円 380,448	千円 2,379,061	
補正前	(11) 302	0	1,137,461	686,790	1,824,251	373,711	2,197,962	
比 較	(△2) △ 2	0	651	173,711	174,362	6,737	181,099	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外 勤 務	休日勤務	夜間勤務	単身赴任 災害派遣
	補 正 後	千円 33,033	千円 0	千円 18,990	千円 4,720	千円 130,221	千円 17,128	千円 5,300	千円 0
	補 正 前	31,872	0	17,947	4,720	122,556	17,128	5,300	0
	比 較	1,161	0	1,043	0	7,665	0	0	0
	区分	期 末	勤 勉	寒冷地	通 勤	管理職	初任給 調 整	管理職員 特別勤務	退 職
	補 正 後	千円 246,929	千円 199,686	千円 18,574	千円 11,497	千円 23,049	千円 0	千円 1,023	千円 150,351
	補 正 前	246,068	190,198	18,268	11,137	20,573	0	1,023	0
比 較	861	9,488	306	360	2,476	0	0	150,351	

#### イ. 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(352) 0	千円 465,771	千円 0	千円 48,595	千円 514,366	千円 81,184	千円 595,550	
補正前	(343) 0	454,772	0	47,834	502,606	77,726	580,332	
比 較	(9) 0	10,999	0	761	11,760	3,458	15,218	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	期 末
	補 正 後	千円 48,595
	補 正 前	47,834
	比 較	761

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	千円		千円	千円	
		給与改定に伴う増加分	8,422	8,422	給与改定の状況 給料の改定率 0.74% 給料改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)
	651	その他の増減分	△ 7,771	△ 7,771	職員数の状況 ・採用状況 補正後人数 17人 (うち再任用3) 補正前積算人数 21人 (うち再任用5)
職員手当		給与改定に伴う増加分	9,741	9,741	勤勉手当の増 (正職員 0.1月の増) (再任用0.05月の増)
	174,472	その他の増減分	164,731	退職手当増分 150,351	退職者の増 補正後積算人数 9人 補正前積算人数 0人
				その他増減分	
				14,380	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職	消 防 職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	295,856	305,440	306,993
	平均給与月額	350,699	318,118	400,812
	平均年齢	42歳10月	57歳2月	41歳7月
令和5年1月1日現在	平均給料月額	309,569	307,650	308,691
	平均給与月額	363,436	318,651	400,777
	平均年齢	43歳1月	57歳2月	41歳4月

イ. 初任給

区 分		一般行政職	技能労務職	消 防 職	国 の 制 度 一般行政職
給与改定後	高校卒	166,600	159,500	166,600	166,600
	大学卒	196,200		196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	147,700	154,600	154,600
	大学卒	185,200		185,200	185,200

ウ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	12 月			
補 正 後	(1.15月分)	(1.20月分)	(2.35月分)	有	
	2.20月分	2.30月分	4.50月分		
補 正 前	(1.15月分)	(1.15月分)	(2.30月分)	有	
	2.20月分	2.20月分	4.40月分		
国の制度	(1.15月分)	(1.20月分)	(2.35月分)	有	
	2.20月分	2.30月分	4.50月分		

※ ( )内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般 財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
「みつけ市議会だより」印刷製本	千円 1,529		千円	2年 (令和5 ～6年度)	千円 1,529	千円	千円	千円	千円 1,529
「広報見附」印刷製本	7,967			2年 (令和5 ～6年度)	7,967				7,967
スクールバス運行管理業務委託契約	5,990			2年 (令和5 ～6年度)	5,990				5,990
施設管理業務委託契約	152,698			4年 (令和5 ～8年度)	152,698				152,698
マイクロバス運行管理委託契約	5,800			2年 (令和5 ～6年度)	5,800				5,800
固定資産税・都市計画税納税通知書封入作業委託契約	627			2年 (令和5 ～6年度)	627				627
固定資産土地評価業務委託契約	17,776			4年 (令和5 ～8年度)	17,776				17,776
清掃センター運転管理モニタリング支援業務委託契約	3,762			2年 (令和5 ～6年度)	3,762				3,762
指定ごみ袋等製作委託契約	19,419			2年 (令和5 ～6年度)	19,419				19,419
粗大ごみ収集運搬業務委託契約	8,250			2年 (令和5 ～6年度)	8,250				8,250
最終処分場運転管理業務委託契約	7,366			2年 (令和5 ～6年度)	7,366				7,366
「イベントカレンダー」印刷製本	839			2年 (令和5 ～6年度)	839				839



事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
市民交流センター 一定期清掃業務 委託契約	千円 1,674		千円	2年 (令和5 ～6年度)	千円 1,674	千円	千円	千円	千円 1,674
公民館清掃業務 委託契約	4,812			2年 (令和5 ～6年度)	4,812				4,812
ふるさとセンター 一定期清掃業務 委託契約	1,510			2年 (令和5 ～6年度)	1,510				1,510
中学生海外派遣 事業	4,380			2年 (令和5 ～6年度)	4,380				4,380
勤労者家庭支援 施設指定管理施 設管理協定	指定管理者 と協定を締 結した額			6年 (令和5 ～10年度)	101,000				101,000
消防本部及び消防 署今町出張所庁舎 清掃業務委託契約	1,749			4年 (令和5 ～8年度)	1,749				1,749
子ども・子育て支 援施設整備事業	11,629			2年 (令和5 ～6年度)	11,629	7,752			3,877
プレイラボみ つけ清掃業務 委託契約	1,065			2年 (令和5 ～6年度)	1,065	710			355
給食センター排 水処理施設維持 管理委託契約	7,000			4年 (令和5 ～8年度)	7,000				7,000
見附市大平森 林公園指定管 理協定	指定管理者 と協定を締 結した額			6年 (令和5 ～10年度)	59,000				59,000



議第86号

令和5年度 見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度見附市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,493,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	国庫支出金	100	40	140
	1 国庫補助金	100	40	140
4	県支出金	2,610,754	3,307	2,614,061
	1 県補助金	2,610,744	3,307	2,614,051
6	繰入金	328,001	600	328,601
	1 一般会計繰入金	328,000	600	328,600
7	繰越金	5,000	13,253	18,253
	1 繰越金	5,000	13,253	18,253
	歳 入 合 計	3,476,000	17,200	3,493,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	79,790	3,907	83,697
	1 総務管理費	74,319	3,907	78,226
3	国民健康保険事業費納付金	767,816	79	767,895
	1 医療給付費分	503,513	79	503,592
6	諸支出金	5,230	13,214	18,444
	1 償還金及び還付加算金	5,230	13,214	18,444
	歳 出 合 計	3,476,000	17,200	3,493,200





(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
3,307		600	0
			79
			13,214
3,307	0	600	13,293

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金  
(項) 1 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	100	40	140
	1	国庫補助金	100	40	140
		3 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	40	40
4		県支出金	2,610,754	3,307	2,614,061
	1	県補助金	2,610,744	3,307	2,614,051
		1 保険給付費等交付金	2,610,744	3,307	2,614,051
6		繰入金	328,001	600	328,601
	1	一般会計繰入金	328,000	600	328,600
		1 一般会計繰入金	328,000	600	328,600
7		繰越金	5,000	13,253	18,253
	1	繰越金	5,000	13,253	18,253
		1 繰越金	5,000	13,253	18,253

(国民健康保険事業特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	40	1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	40
2 特別交付金	3,307	1 特別調整交付金分	3,307
3 職員給与費等繰入金	600	1 職員給与費等繰入金	600
1 繰越金	13,253	1 前年度繰越金	13,253

3 款 国庫支出金      4 款 県支出金      6 款 繰入金      7 款 繰越金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	79,790	3,907	83,697	3,907	
	1	総務管理費	74,319	3,907	78,226	3,907	
	1	一般管理費	74,319	3,907	78,226	県支出金 3,307 その他 600	
3		国民健康保険事業費納付金	767,816	79	767,895		79
	1	医療給付費分	503,513	79	503,592		79
	2	退職被保険者等医療給付費分		79	79		79
6		諸支出金	5,230	13,214	18,444		13,214
	1	償還金及び還付加算金	5,230	13,214	18,444		13,214
	5	保険給付費等交付金償還金	10	13,214	13,224		13,214

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	600	1 職員給与費 職員給	600 600
12 委託料	3,307	2 総務管理一般経費 委託料 基幹系国保システム改修委託料	3,307 3,307 3,307
18 負担金補助 及び交付金	79	1 退職被保険者等医療給付費分 負担金 退職被保険者等医療給付費分（過年度精算分）	79 79 79
22 償還金利子 及び割引料	13,214	1 保険給付費等交付金償還金 償還金 保険給付費等交付金償還金	13,214 13,214 13,214

1 款 総務費      3 款 国民健康保険事業費納付金      6 款 諸支出金

# 1. 一般職

## (1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(10) 7 人	千円 17,015	千円 27,000	千円 16,341	千円 60,356	千円 11,681	千円 72,037	
補正前	(10) 7	17,015	26,400	16,341	59,756	11,681	71,437	
比較	(0) 0	0	600	0	600	0	600	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

### ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 7 人	千円	千円 27,000	千円 14,480	千円 41,480	千円 8,670	千円 50,150	
補正前	(0) 7		26,400	14,480	40,880	8,670	49,550	
比較	(0) 0	0	600	0	600	0	600	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

### イ. 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(10) 0 人	千円 17,015	千円	千円 1,861	千円 18,876	千円 3,011	千円 21,887	
補正前	(10) 0	17,015		1,861	18,876	3,011	21,887	
比較	0 0	0	0	0	0	0	0	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考	
給 料	千円 600	給与改定に伴う増加分	千円 600	職員給増分	千円 600	給与改定の状況 給料の改定率 0.74% 給料改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)
		その他の増減分	0	欠員補充に係る増分	0	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	319,943
	平均給与月額	369,808
	平均年齢	42歳4月
令和5年1月1日現在	平均給料月額	310,639
	平均給与月額	345,069
	平均年齢	41歳3月

イ 初任給

区 分		一般行政職	国の制度 一般行政職
給与改定後	高校卒	166,600	166,600
	大学卒	196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	154,600
	大学卒	185,200	185,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	12 月			
補正後	(1.15月)	(1.20月分)	(2.35月分)	有	
	2.20月分	2.30月分	4.50月分		
補正前	(1.15月分)	(1.15月分)	(2.300月分)	有	
	2.20月分	2.20月分	4.40月分		
国の制度	(1.15月)	(1.20月分)	(2.35月分)	有	
	2.20月分	2.30月分	4.50月分		

※ ( )内は再任用職員の支給期別支給率



議第 87 号

令和 5 年度 見附市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度見附市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 482, 300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 8 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	繰入金	132,000	1,100	133,100
	1 一般会計繰入金	132,000	1,100	133,100
	歳 入 合 計	481,200	1,100	482,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	12,007	100	12,107
	1 総務管理費	8,895	100	8,995
2	後期高齢者医療広域連合納付金	467,909	1,000	468,909
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	467,909	1,000	468,909
	歳 出 合 計	481,200	1,100	482,300



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	132,000	1,100	133,100
歳入合計	481,200	1,100	482,300

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	12,007	100	12,107
2 後期高齢者医療広域連合納付金	467,909	1,000	468,909
歳 出 合 計	481,200	1,100	482,300



2 歳 入

(款) 3 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		繰入金	132,000	1,100	133,100
	1	一般会計繰入金	132,000	1,100	133,100
		1 事務費繰入金	12,007	100	12,107
		2 保険基盤安定繰入金	119,993	1,000	120,993

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	100	1 事務費繰入金	100
1 保険基盤安定繰入金	1,000	1 保険基盤安定繰入金	1,000

3款 繰入金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	12,007	100	12,107	100	
	1	総務管理費	8,895	100	8,995	100	
		1	一般管理費	8,895	100	8,995	その他 100
2		後期高齢者医療広域連 合納付金	467,909	1,000	468,909	1,000	
	1	後期高齢者医療広域連 合納付金	467,909	1,000	468,909	1,000	
		1	後期高齢者医療広域連 合納付金	467,909	1,000	468,909	その他 1,000

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	100	1 職員給与費 100 職員共済組合負担金 100
18 負担金補助及び交付金	1,000	1 後期高齢者医療広域連合納付金 1,000 負担金 1,000 後期高齢者医療広域連合納付金 1,000

1 款 総務費      2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

# 1. 一般職

## (1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 1 人	千円 0	千円 3,450	千円 1,960	千円 5,410	千円 1,060	千円 6,470	
補正前	(0) 1	0	3,450	1,960	5,410	960	6,370	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	100	100	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

## ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 1 人	千円	千円 3,450	千円 1,960	千円 5,410	千円 1,060	千円 6,470	
補正前	(0) 1		3,450	1,960	5,410	960	6,370	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	100	100	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています



(2) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	277,900
	平均給与月額	320,403
	平均年齢	38歳2月
令和5年1月1日現在	平均給料月額	277,900
	平均給与月額	310,997
	平均年齢	37歳5月

イ 初任給

区 分		一般行政職	国の制度 一般行政職
給与改定後	高校卒	166,600	166,600
	大学卒	196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	154,600
	大学卒	185,200	185,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	12 月			
補正後	(1.15月) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	
補正前	(1.15月分) 2.20月分	(1.15月分) 2.20月分	(2.300月分) 4.40月分	有	
国の制度	(1.15月) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	

※ ( )内は再任用職員の支給期別支給率



議第 88 号

令和 5 年度 見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度見附市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 6 7 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,077,151	1,200	1,078,351
	2 国庫補助金	331,312	1,200	332,512
7	繰入金	750,000	1,500	751,500
	1 一般会計繰入金	695,000	1,500	696,500
8	繰越金	9,746	99,300	109,046
	1 繰越金	9,746	99,300	109,046
	歳 入 合 計	4,577,000	102,000	4,679,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	92,799	2,700	95,499
	1 総務管理費	67,859	2,700	70,559
5	諸支出金	10,627	99,300	109,927
	1 償還金及び還付加算金	10,627	99,300	109,927
	歳 出 合 計	4,577,000	102,000	4,679,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,077,151	1,200	1,078,351
7 繰入金	750,000	1,500	751,500
8 繰越金	9,746	99,300	109,046
歳入合計	4,577,000	102,000	4,679,000



(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,200		1,500	0
			99,300
1,200	0	1,500	99,300

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	1,077,151	1,200	1,078,351
	2	国庫補助金	331,312	1,200	332,512
		6 介護保険事業費補助金	55	1,200	1,255
7		繰入金	750,000	1,500	751,500
	1	一般会計繰入金	695,000	1,500	696,500
		5 その他一般会計繰入金	92,644	1,500	94,144
8		繰越金	9,746	99,300	109,046
	1	繰越金	9,746	99,300	109,046
		1 繰越金	9,746	99,300	109,046

(介護保険事業特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業費補助金	1,200	1 介護保険事業費補助金 1,200
1 職員給与費等繰入金	1,500	1 職員給与費等繰入金 1,500
1 繰越金	99,300	1 繰越金 99,300

3款 国庫支出金      7款 繰入金      8款 繰越金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	92,799	2,700	95,499	2,700	
	1	総務管理費	67,859	2,700	70,559	2,700	
	1	一般管理費	67,854	2,700	70,554	国庫支出金 1,200 その他 1,500	
5		諸支出金	10,627	99,300	109,927		99,300
	1	償還金及び還付加算金	10,627	99,300	109,927		99,300
	2	償還金	9,527	99,300	108,827		99,300

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	2,400	1 総務管理一般経費	2,700
		委託料	2,400
17 備品購入費	300	介護保険システム改修委託料	2,400
		備品費	300
		備品	300
22 償還金利子 及び割引料	99,300	1 償還金	99,300
		償還金	99,300
		介護給付費精算金	99,300

1 款 総務費      5 款 諸支出金



議第 89 号

令和 5 年度 見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度見附市の見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 12 月 8 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
分譲販売手法検討業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	5,600千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
分譲販売手法検討業務委託料	千円 5,600		千円	2年 (令和5 ~6年度)	千円 5,600	千円	千円	千円	千円 5,600





議第90号

令和5年度 見附市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度見附市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度見附市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	1,305,000 千円	△17,400 千円	1,287,600 千円
第1項 営業費用	1,197,541 千円	△17,400 千円	1,180,141 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 342,000 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 344,400 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 286,881 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 289,281 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	715,000 千円	2,400 千円	717,400 千円
第1項 建設改良費	499,086 千円	2,400 千円	501,486 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設替及び給水管取付替 工事費	令和5年度から 令和6年度まで	192,700 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	136,528 千円	△15,030 千円	121,498 千円

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮



令和5年度 見附市水道事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 水道事業費用		1,305,000	△ 17,400	1,287,600
1 営業費用		1,197,541	△ 17,400	1,180,141
	1 原水及び浄水費	259,427	465	259,892
	2 配水及び給水費	145,425	△ 9,303	136,122
	4 総 係 費	125,150	△ 8,562	116,588

資本の支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的支出		715,000	2,400	717,400
1 建設改良費		499,086	2,400	501,486
	4 事 務 費	27,170	2,400	29,570

(単位 千円)

節	金額	説明
2 手当	415	正職員手当
6 法定福利費	50	職員共済組合負担金
1 給料	△ 3,950	正職員給料 1人 △ 5,762 再任用職員給料 1人 1,812
2 手当	△ 2,063	正職員手当 △ 2,418 再任用職員手当 355
3 賞与引当金繰入額	△ 1,190	賞与引当金繰入額 △ 1,000 法定福利費賞与引当金繰入額 △ 190
6 法定福利費	△ 2,100	職員共済組合負担金 △ 2,452 再任用短時間職員社会保険料 352
1 給料	△ 4,300	正職員給料 7人
2 手当	△ 1,012	正職員手当 △ 1,042 児童手当 30
3 賞与引当金繰入額	△ 950	賞与引当金繰入額 △ 800 法定福利費賞与引当金繰入額 △ 150
6 法定福利費	△ 1,700	職員共済組合負担金
7 退職給付費	△ 600	

(単位 千円)

節	金額	説明
1 給料	700	正職員給料 4人
2 手当	1,500	正職員手当
6 法定福利費	200	職員共済組合負担金

令和5年度 見附市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	40,201
	減価償却費	645,044
	固定資産除却費	21,355
	引当金の増減額 (△は減少)	△ 17,653
	長期前受金戻入額	△ 254,929
	受取利息及び受取配当金	△ 250
	支払利息	55,435
	未収金の増減額 (△は増加)	2,057
	未払金の増減額 (△は減少)	48,457
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,173
	小計	540,890
	利息及び配当金の受取額	250
	利息の支払額	△ 55,435
	業務活動によるキャッシュ・フロー	485,705
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 432,973
	他会計等からの負担金による収入	66,859
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 366,114
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	293,000
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 215,914
	財務活動によるキャッシュ・フロー	77,086
	資金増加額又は減少額	196,677
	資金期首残高	4,105,513
	資金期末残高	4,302,190

給 与 費 明 細 書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(6) 14		62,582	39,968	102,550	18,948	121,498
補 正 前	(5) 16		70,132	43,558	113,690	22,838	136,528
比 較	(1) △ 2		△ 7,550	△ 3,590	△ 11,140	△ 3,890	△ 15,030

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	期 末	勤 勉	寒 冷 地	通 勤	管 理 職	退 職
	補 正 後	2,121	996	12,862	9,373	995	730	1,419	6,133
	補 正 前	2,754	336	14,712	10,625	1,141	785	1,133	6,733
	比 較	△ 633	660	△ 1,850	△ 1,252	△ 146	△ 55	286	△ 600

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(1) 14		54,872	38,796	93,668	17,451	111,119
補 正 前	(0) 16		62,422	42,386	104,808	21,341	126,149
比 較	(1) △ 2		△ 7,550	△ 3,590	△ 11,140	△ 3,890	△ 15,030

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	期 末	勤 勉	寒 冷 地	通 勤	管 理 職	退 職
	補 正 後	2,121	996	11,904	9,373	995	604	1,419	6,133
	補 正 前	2,754	336	13,754	10,625	1,141	659	1,133	6,733
	比 較	△ 633	660	△ 1,850	△ 1,252	△ 146	△ 55	286	△ 600

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
	千円		千円	千円	
給 料	△ 7,550	給与改定に伴う増加分	405		給与改定の状況 給与の改定率 0.74% 給与改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)
		その他の増減分	△ 7,955	異動に係る増減分	職員数の状況 補正後積算人数20人(うち再任用1) 補正前積算人数21人(うち再任用0)
手 当	△ 3,590	その他の増減分	△ 3,590	給与改定に伴う手当増分 551 退職手当増減分 △ 600 その他の増減分 △ 3,541	勤勉手当の増 正職員 0.1月の増 再任用職員 0.05月の増

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事務職・技術職 (一般職)	区 分		事務職・技術職 (一般職)
		円			円
令和5年10月1日現在	平均給料月額	288,357	令和5年1月1日現在	平均給料月額	329,707
	平均給与月額	348,799		平均給与月額	357,882
	平均年齢	44歳1月		平均年齢	46歳5月

(2) 初任給

区 分		一 般 職	一般会計の制度	
			一般行政職	
		円	円	円
給与改定後	高校卒	166,600	166,600	
	大学卒	196,200	196,200	
給与改定前	高校卒	154,600	154,600	
	大学卒	185,200	185,200	

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補 正 後	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
	2.200月分	2.300月分	4.500月分		
補 正 前	(1.150月分)	(1.150月分)	(2.300月分)	有	
	2.200月分	2.200月分	4.400月分		
一般会計の制度	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
	2.200月分	2.300月分	4.500月分		

※( )内は再任用職員の支給期別支給率



債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	補助金	企業債	その他
配水管布設替及び給水管 取付替工事費	千円 192,700		千円	2年 (令和5 ～6年度)	千円 192,700	千円	千円 170,700	千円 22,000



議第91号

令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度見附市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度見附市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,038,000 千円	12,700 千円	2,050,700 千円
第1項 営業費用	1,883,785 千円	12,700 千円	1,896,485 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額606,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額605,400千円」に、「過年度分損益勘定留保資金606,000千円」を「過年度分損益勘定留保資金605,400千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,469,000 千円	△600 千円	1,468,400 千円
第1項 建設改良費	479,059 千円	△600 千円	478,459 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
下水道台帳整備委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	3,465 千円
汚泥運搬業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	15,695 千円
汚泥処分業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	54,340 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	91,211 千円	1,000 千円	92,211 千円

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮



令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 下水道事業費用		2,038,000	12,700	2,050,700
1 営業費用		1,883,785	12,700	1,896,485
	5 葛巻処理場費	156,611	420	157,031
	6 今町処理場費	199,716	4,900	204,616
	9 総 係 費	166,826	7,380	174,206

資本の支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的支出		1,469,000	△ 600	1,468,400
1 建設改良費		479,059	△ 600	478,459
	4 事 務 費	150,988	△ 600	150,388

(単位 千円)

節	金額	説明
1 給料	△ 4,200	正職員給料 1人
2 手当	△ 380	正職員手当
3 賞与引当金繰入額	△ 500	賞与引当金繰入額
6 法定福利費	△ 1,000	職員共済組合負担金
26 動力費	6,500	動力用電気料金
2 手当	150	正職員手当
3 賞与引当金繰入額	50	賞与引当金繰入額 40 法定福利費賞与引当金繰入額 10
6 法定福利費	100	職員共済組合負担金
26 動力費	4,600	動力用電気料金
1 給料	4,600	正職員給料 4人 2,870 パートタイム会計年度任用職員給料 2人 1,730
2 手当	1,780	正職員手当 1,575 パートタイム会計年度任用職員手当 205
3 賞与引当金繰入額	50	賞与引当金繰入額 30 法定福利費賞与引当金繰入額 20
6 法定福利費	800	職員共済組合負担金 760 会計年度任用職員法定福利費 40
7 退職給付費	150	

(単位 千円)

節	金額	説明
1 給料	△ 1,210	正職員給料 5人
2 手当	610	正職員手当

令和5年度 見附市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 19,025
減価償却費	1,141,580
固定資産除却費	1,884
引当金の増減額 (△は減少)	3,831
長期前受金戻入額	△ 596,765
支払利息	145,839
未収金の増減額 (△は増加)	24,681
未払金の増減額 (△は減少)	△ 23,092
小 計	678,933
利息の支払額	△ 145,839
業務活動によるキャッシュ・フロー	533,094
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 520,912
国庫補助金による収入	82,038
一般会計等からの繰入金による収入	39,850
工事負担金収入	1
他会計からの負担金収入	91,703
受益者負担金分担金による収入	6,781
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 300,539
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための の企業債による収入	334,500
建設改良費等の財源に充てるための の企業債の償還による支出	△ 839,642
その他の企業債による収入	294,300
その他の企業債の償還による支出	△ 149,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 360,142
資金増加額	△ 127,587
資金期首残高	976,185
資金期末残高	848,598



## 給 与 費 明 細 書

### 1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(4) 11		48,131	29,364	77,495	14,716	92,211
補 正 前	(3) 12		48,941	27,484	76,425	14,786	91,211
比 較	(1) △ 1		△ 810	1,880	1,070	△ 70	1,000

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	期 末	勤 勉	寒 冷 地	通 勤	退 職
	補 正 後	1,354	336	10,155	8,183	719	789	3,908
	補 正 前	954	648	9,703	7,474	694	619	3,758
	比 較	400	△ 312	452	709	25	170	150

手 当 の 内 訳	区 分	管理職
	補 正 後	620
	補 正 前	334
	比 較	286

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(2) 11		44,776	28,973	73,749	14,436	88,185
補 正 前	(2) 12		47,316	27,298	74,614	14,546	89,160
比 較	(0) △ 1		△ 2,540	1,675	△ 865	△ 110	△ 975

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	期 末	勤 勉	寒 冷 地	通 勤	退 職
	補 正 後	1,354	336	9,766	8,183	719	787	3,908
	補 正 前	954	648	9,517	7,474	694	619	3,758
	比 較	400	△ 312	249	709	25	168	150

手 当 の 内 訳	区 分	管理職
	補 正 後	620
	補 正 前	334
	比 較	286

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(2) 0		3,355	391	3,746	280	4,026
補 正 前	(1) 0		1,625	186	1,811	240	2,051
比 較	(1) 0		1,730	205	1,935	40	1,975

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	期 末	通 勤
	補 正 後	389	2
	補 正 前	186	0
	比 較	203	2

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考		
	千円		千円	千円			
給 料	△ 810	給与改定に伴う増加分	339		給与改定の状況 給与の改定率 0.74% 給与改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)		
		その他の増減分	△ 1,149	異動に係る増減分 △ 1,149	職員数の状況 補正後積算人数15人(うち再任用4) 補正前積算人数15人(うち再任用3)		
手 当	1,880	その他の増減分	1,880	給与改定に伴う手当増加分	408	勤勉手当の増 正職員 0.1月の増 再任用職員 0.05月の増	
				退職手当増減分	150		
				その他増減分	1,322		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事務職・技術職 (一般職)	区 分		事務職・技術職 (一般職)
		円			円
令和5年10月1日現在	平均給料月額	269,468	令和5年1月1日現在	平均給料月額	278,212
	平均給与月額	308,971		平均給与月額	297,601
	平均年齢	43歳11月		平均年齢	44歳5月

## (2) 初任給

区 分		一 般 職	一般会計の制度	
			一般行政職	
給与改定後	高校卒	166,600	166,600	
	大学卒	196,200	196,200	
給与改定前	高校卒	154,600	154,600	
	大学卒	185,200	185,200	

## (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
補 正 後	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
	2.200月分	2.300月分	4.500月分		
補 正 前	(1.150月分)	(1.150月分)	(2.300月分)	有	
	2.200月分	2.200月分	4.400月分		
一般会計の制度	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
	2.200月分	2.300月分	4.500月分		

※( )内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度未までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 支出金	地方債	そ の 他
下水道台帳整備委託契約	千円 3,465		千円	2年 (令和5 ～6年度)	千円 3,465	千円	千円	千円 3,465
汚泥運搬業務委託契約	15,695			2年 (令和5 ～6年度)	15,695			15,695
汚泥処分業務委託契約	54,340			2年 (令和5 ～6年度)	54,340			54,340

議第92号

令和5年度 見附市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度見附市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度見附市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,430,000 千円	13,000 千円	2,443,000 千円
第1項 医業収益	2,053,881 千円	13,000 千円	2,066,881 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,526,000 千円	15,000 千円	2,541,000 千円
第1項 医業費用	2,480,772 千円	15,000 千円	2,495,772 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額72,700千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,304千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,152千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金30,036千円」を「過年度分損益勘定留保資金29,888千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	193,000 千円	3,100 千円	196,100 千円
第1項 企業債	168,500 千円	2,700 千円	171,200 千円
第3項 補助金	0 千円	400 千円	400 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	266,000 千円	2,800 千円	268,800 千円
第1項 建設改良費	183,301 千円	2,800 千円	186,101 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
建物総合管理業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	214,000
医療廃棄物収集運搬及び 処理業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	54,000

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
ボイラー2号 機更新事業	2,700	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金及び地方公共団体 金融機構資金については、そ の融通条件により、銀行その 他の資金については、その融 通条件又は協定による。ただ し、企業財政等の都合により 繰上償還し、又は償還年限を 短縮し、若しくは低利債への 借換えができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,622,761 千円	4,340 千円	1,627,101 千円

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮



令和5年度 見附市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 病院事業収益		2,430,000	13,000	2,443,000
1 医業収益		2,053,881	13,000	2,066,881
	3 その他医業収益	644,611	13,000	657,611

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 病院事業費用		2,526,000	15,000	2,541,000
1 医業費用		2,480,772	15,000	2,495,772
	1 給与費	1,630,601	5,668	1,636,269
	3 経費	458,336	8,962	467,298
	6 研究研修費	12,778	370	13,148



(単位 千円)

節	金額	説明
2 公衆衛生活動収益	13,000	新型コロナウイルスワクチン接種受託料

(単位 千円)

節	金額	説明
1 給料	△ 15,843	正職員給料 △ 8,161 フルタイム会計年度任用職員給料 △ 4,402 パートタイム会計年度任用職員給料 △ 3,280
2 手当	3,454	正職員手当 644 フルタイム会計年度任用職員手当 3,213 パートタイム会計年度任用職員手当 △ 1,731 児童手当 1,328
3 賞与引当金繰入額	4,074	賞与引当金繰入額 3,479 法定福利費賞与引当金繰入額 595
6 法定福利費	△ 2,763	職員共済組合負担金 △ 5,644 公務災害補償基金負担金 △ 223 会計年度任用職員社会保険料 3,104
7 退職給付費	16,746	
11 修繕費	6,850	施設修繕費
18 諸会費	2,112	地域枠医師負担金
5 研究雑費	370	

資本的收入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的収入		193,000	3,100	196,100
1 企業債		168,500	2,700	171,200
	1 企業債	168,500	2,700	171,200
3 補助金		0	400	400
	1 国県補助金	0	400	400

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的支出		266,000	2,800	268,800
1 建設改良費		183,301	2,800	186,101
	1 建物	24,200	2,800	27,000

(単位 千円)

節	金額	説明
1 企 業 債	2,700	ボイラー2号機更新事業
1 国 県 補 助 金	400	新潟県新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業費補助金

(単位 千円)

節	金額	説明
1 建 物	2,800	ボイラー2号機更新事業

令和5年度 見附市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 84,199
	減価償却費	178,157
	固定資産除却費	6,600
	災害による損失	100
	引当金の増減額 (△は減少)	72,596
	長期前受金戻入額	△ 82,954
	支払利息	10,539
	未収金の増減額 (△は増加)	930
	未払金の増減額 (△は減少)	6,041
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	338
	小計	108,148
	利息の支払額	△ 10,539
	業務活動によるキャッシュ・フロー	97,609
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 169,441
	補助金による収入	400
	他会計からの負担金収入	23,200
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 145,841
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	171,200
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 82,698
	財務活動によるキャッシュ・フロー	88,502
	資金増加額 (又は減少額)	40,270
	資金期首残高	121,665
	資金期末残高	161,935

給 与 費 明 細 書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(10) 0	(69) 178	144	844,003	553,661	1,397,808	229,293	1,627,101
補 正 前	(10) 0	(72) 180	144	859,846	531,310	1,391,300	231,461	1,622,761
比 較	(0) 0	(△ 3) △ 2	0	△ 15,843	22,351	6,508	△ 2,168	4,340

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外勤務	休日勤務	夜間勤務	宿 日 直
	補 正 後	14,628	10,397	4,764	77,199	55,684	1,210	14,313	13,773
	補 正 前	14,388	10,326	4,822	77,600	55,817	1,240	13,990	12,612
	比 較	240	71	△ 58	△ 401	△ 133	△ 30	323	1,161

手 当 の 内 訳	区 分	期 末	勤 勉	寒 冷 地	通 勤	管 理 職	初任給調整	管理職員 特別勤務	退 職
	補 正 後	141,118	98,238	8,868	16,008	9,401	19,385	561	68,114
	補 正 前	142,718	93,391	8,946	15,257	9,238	19,472	125	51,368
	比 較	△ 1,600	4,847	△ 78	751	163	△ 87	436	16,746

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(0) 0	(0) 142	0	546,198	495,878	1,042,076	188,277	1,230,353
補 正 前	(0) 0	(0) 142	0	554,359	473,478	1,027,837	187,960	1,215,797
比 較	(0) 0	(0) 0	0	△ 8,161	22,400	14,239	317	14,556

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外勤務	休日勤務	夜間勤務	宿 日 直
	補 正 後	14,628	10,397	4,764	77,199	41,544	1,210	10,663	7,479
	補 正 前	14,388	10,326	4,822	77,600	42,277	1,240	10,640	6,770
	比 較	240	71	△ 58	△ 401	△ 733	△ 30	23	709

手 当 の 内 訳	区 分	期 末	勤 勉	寒 冷 地	通 勤	管 理 職	初任給調整	管理職員 特別勤務	退 職
	補 正 後	118,800	98,238	8,868	7,709	9,401	19,385	561	65,032
	補 正 前	120,400	93,391	8,946	7,088	9,238	19,472	125	46,755
	比 較	△ 1,600	4,847	△ 78	621	163	△ 87	436	18,277

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(10) 0	(69) 36	144	297,805	57,783	355,732	41,016	396,748
補 正 前	(10) 0	(72) 38	144	305,487	57,832	363,463	43,501	406,964
比 較	(0) 0	(△ 3) △ 2	0	△ 7,682	△ 49	△ 7,731	△ 2,485	△ 10,216

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務	夜間勤務	宿 日 直	期 末	通 勤	退 職
	補 正 後	14,140	3,650	6,294	22,318	8,299	3,082
	補 正 前	13,540	3,350	5,842	22,318	8,169	4,613
	比 較	600	300	452	0	130	△ 1,531

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 15,843	給与改定に伴う増減分	千円 6,246		給与改定の状況 給料の改定率 0.74% 給与改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)
		その他の増減分	△ 22,089	異動に係る増減分	職員数の状況 補正後積算人数247人(うち再任用0) 補正前積算人数252人(うち再任用0)
手 当	22,351	その他の増減分	22,351	給与改定に伴う増減分 4,792 退職手当増減分 16,746 その他増減分 813	勤勉手当の増 (正職員 0.1月の増) (再任用0.05月の増)

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	一般行政職	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	円 521,233	円 311,116	円 294,860	円 340,644	円 272,062
	平均給与月額	1,375,570	391,800	387,181	414,634	354,720
	平均年齢	60歳9月	45歳4月	43歳10月	46歳5月	46歳11月
令和5年1月1日現在	平均給料月額	円 521,233	円 323,173	円 309,838	円 352,563	円 275,120
	平均給与月額	1,490,121	401,241	388,547	453,990	360,347
	平均年齢	60歳0月	45歳7月	44歳3月	47歳9月	46歳8月

## (2) 初任給

区 分		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	一般行政職	技能労務職	一般会計の制度	
							一般行政職	技能労務職
給与 改定後	高校卒	円	円	円	円	円	円	円
	大学卒	264,700	208,800	228,500	196,200	159,500	166,600	159,500
給与 改定前	高校卒			169,900	154,600	147,700	154,600	147,700
	大学卒	253,600	197,800	216,000	185,200		185,200	

## (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	(1. 150月分)	(1. 200月分)	(2. 350月分)	有	
	2. 200月分	2. 300月分	4. 500月分		
補 正 前	(1. 150月分)	(1. 150月分)	(2. 300月分)	有	
	2. 200月分	2. 200月分	4. 400月分		
一般会計の制度	(1. 150月分)	(1. 200月分)	(2. 350月分)	有	
	2. 200月分	2. 300月分	4. 500月分		

※ ( ) 内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払い義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	医業収益
建物総合管理業務委託契約	千円 214,000			4年 (令和5 ～8年度)	千円 214,000	千円 214,000
医療廃棄物収集運搬 及び処理業務委託契約	54,000			4年 (令和5 ～8年度)	54,000	54,000



議第 9 3 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、  
令和 6 年 3 月 3 1 日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム  
組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり  
変更するものとする。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

見附市長 稲 田 亮

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約  
新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年総行市第 3 0 号許可）の一部  
を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議第94号

見附市勤労者家庭支援施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

施設名称	見附市勤労者家庭支援施設
指定管理者の名称	NPO法人 生き生き企画
指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



## 議第94号 参考資料

見附市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第3条に定める「指定管理者の指定」に係る参考資料

### 1. 見附市勤労者家庭支援施設指定管理者指定申請者一覧

選定結果	団体名	所在地	代表者
第1位	NPO法人 生き生き企画	見附市椿澤町 2706番地	八木 清宣

### 2. 候補者の概要

#### (1) 団体名

NPO法人 生き生き企画

平成17年10月にNPO法人を立ち上げ、勤労者家庭支援施設の指定管理者として管理運営を行い、実績を重ねてきた。

今年度実施された選定等委員会による評価においても高い評価を得ており、平成20年度より勤労者家庭支援施設に隣接する花・花ランドの管理業務や園芸福祉活動など、市民力を生かした事業を展開している。

#### (2) 管理運営の基本方針及び事業計画等

##### ①基本方針

- ・NPO法人として営利を目的とせず、市民の福祉の増進と、行政が対応しにくい分野や時代を先取りした先駆的な住民サービスを創造し、魅力ある事業展開と施設の保全管理に努める。
- ・コスト削減や効率性のみを追うのではなく、民間の力を活用して、利用する人、働く人が満足できる運営の在り方を追求する。
- ・単に市からの業務を運営するだけでなく、真に必要とされるサービスを提供し、総合的なコンサルティングが出来る人材等の育成に努める。

##### ②事業計画等

- ・楽しくためになる特徴ある企画事業の展開。
- ・市民の意欲に応じた学習機会の提供。
- ・生涯学習相談等により、市民の声を聞き、企画事業、施設利用に結び付ける。
- ・午前、午後、夜間という3区分の貸館ではなく、空いていれば時間調整して貸館を行う。

- ・まちの駅ネットワークみつけに参画し、学びの駅としての利用者増を図る。

### (3) 人員配置計画等

- ・理事長（常勤）
- ・館長（常勤）
- ・会計担当（常勤）
- ・企画担当（常勤）
- ・庶務担当（常勤）
- ・代行員（非常勤4名）
- ・清掃員（非常勤2名）

## 3. これまでの経緯

- (1) 指定管理者募集（広報みつけ8月号、市HP掲載）
- (2) 指定管理者選定等委員会開催（10月6日）
- (3) 指定管理者選定等委員会選定結果公表（広報みつけ12月号、市HP掲載）
- (4) 指定管理者指定の議案提出（12月議会）

## 4. 移行手続等

市議会12月定例会の議決により、指定管理者候補者の指定が決定後、見附市と候補者双方が業務仕様書に基づき詳細な協議を経て、正式な協定書を交わす予定。

協定書締結後、令和6年4月1日から指定管理者による見附市勤労者家庭支援施設の指定管理を行うことになる。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなる。

なお、指定管理に関する予算については、議会の議決をもって成立するものである。

## 指定管理候補者の選定結果について

施設名	見附市勤労者家庭支援施設
所在地	新潟県見附市学校町1丁目3番70号
指定管理候補者	団体名 NPO法人 生き生き企画 所在地 新潟県見附市椿澤町2706番地
指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日（5年間）
選定方法	公募した結果、1団体からの申請があり、提案のあった事業計画について、公開プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定等委員会において審査を行った。
選定理由	条例及び募集要項に定める選定基準に基づき審査を行った結果、審査点の合計は499点（600点満点）であり、指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値である60%（360点）を超えていることから「NPO法人 生き生き企画」を指定管理者候補者に選定した。 また、選定等委員会で決定した審査結果は別表のとおり。
選定の経緯	募集要項等の配布開始 令和5年 7月27日
	申請書類の受付締切 令和5年 9月13日
	選定等委員会 令和5年10月 6日

公募施設名：見附市勤労者家庭支援施設

団体名：NPO法人 生き生き企画

所在地：新潟県見附市椿澤町2706番地

選定基準		審査項目		判定・配点	審査点等
1	事業計画書に基づく公の施設の運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。	①	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	適・否	適
		②	利用者の平等な利用の確保		
2	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであるか。	③	利用者の増加を図るための具体的手法	210点 (35点×6名)	185.00点
		④	サービスの向上を図るための具体的手法		
		⑤	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
3	事業計画書の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図れるものであるか。	⑥	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	60点 (10点×6名)	42.00点
4	事業計画書に沿った管理を安定して行う人的構成、経済的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	⑦	安定的な運営が可能となる人的能力	210点 (35点×6名)	168.00点
		⑧	安定的な運営が可能となる経済的基盤		
		⑨	類似施設の運営実績		
5	当該公の施設の設置目的を達成するために必要なものとして別に定める事項。	⑩	施設の特性に依じた審査項目	120点 (20点×6名)	104.00点
合 計 点				600点 (100点×6名)	499.00点

申請者は1団体、選定等委員会6名で採点。

指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値は、満点（600点）のうち60%（360点）とする。



議第95号

見附市大平森林公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

施設名称	見附市大平森林公園
指定管理者の名称	株式会社 笹原建設
指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



## 議第95号 参考資料

見附市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例第3条に定める「指定管理者の指定」に係る参考資料

### 1. 見附市大平森林公園指定管理者指定申請者一覧

選定結果	団体名	所在地	代表者
第1位	株式会社 笹原建設	見附市名木野町 2870番地2	代表取締役 齋藤 渡

### 2. 候補者の概要

#### (1) 団体名

株式会社 笹原建設

総合建設業として明治17年創業、昭和29年「株式会社」設立。

主に新潟県及び見附市の総合建設業として公共工事を請け負っている。

大平森林公園については、平成18年4月から指定管理者として公園業務を実施している。

#### (2) 管理運営の基本方針及び事業計画等

##### ①基本方針

- ・「元気の出る森林公園」をモットーに、「親しみ・喜ばれ・支持される大平森林公園」を目指す。
- ・「来園者・利用者」目線で満足いただける管理運営に徹する。
- ・今までの実績を活かし、来園者の要望等を的確につかみ、運営に反映し見附市内外の皆様から「愛され、親しんでいただける」ように努力するとともに、入園者の増加に努める。

##### ②事業計画等

- ・市民、市民団体の参加・協働による公園運営、イベントを実施する。
- ・Eボート（10人乗り手漕ぎボート）、水上自転車運行
- ・オープニング、夏の感謝祭、秋の音楽祭の実施
- ・Eボートを活用したイベント、アトラクションを提供する。
- ・大平堤を活用した魚釣りの魅力を増進する為、ヘラブナ愛好会と協力し、放流事業や「市民ヘラブナ釣り大会」の実施
- ・雪中キャンプの実施
- ・新潟県内外の旅行会社、学校、公共機関等に対する広報の実施

### (3) 人員配置計画 等

- ・施設管理責任者（1名）
- ・ログハウスでの受付・売店・園内管理（1名）  
受付は、24時間対応（キャンプ場予約サイト、電話・FAX）
- ・厨房・調理員（2名）
- ・焼肉広場等の園内整備（4名）
- ・園内清掃（外部委託）
- ・安全管理研修など  
普通救命講習（AED含む）の受講、有資格者（日赤救助員等）の育成等

### (4) 収支計画等

- ・大平森林公園内の全ての使用料などの改定により、収益の向上を図る
- ・新たな施設活性化事業を企画提案し、収益の向上を図る
- ・新たなアクティビティを導入し、収益の向上を図る
- ・団体向けバーベキュー利用増に向けた営業広報の実施
- ・作業工程や作業指示体系を見直し確維持管理作業の効率化を図る

## 3. これまでの経緯

- (1) 指定管理者募集（広報みつけ8月号、市HP掲載）
- (2) 指定管理者現地説明会の実施（8月22日 大平森林公園）
- (3) 指定管理者選定等委員会開催（10月6日）
- (4) 指定管理者選定等委員会選定結果公表（広報みつけ12月号、市HP掲載）
- (5) 指定管理者指定の議案提出（12月議会）

## 4. 移行手続等

市議会12月定例会の議決により、指定管理者候補者の指定が決定後、見附市と候補者双方が業務仕様書に基づき詳細な協議を経て、正式な協定書を交わす予定。

協定書締結後、令和6年4月1日から指定管理者による見附市大平森林公園の指定管理を行うことになる。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなる。

なお、指定管理に関する予算については、議会の議決をもって成立するものである。

## 指定管理候補者の選定結果について

施設名	見附市大平森林公園	
所在地	新潟県見附市内町 1 4 3 2 番地	
指定管理候補者	団体名	株式会社 笹原建設
	所在地	新潟県見附市名木野町 2 8 7 0 番地 2
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 1 年 3 月 3 1 日（5 年間）	
選定方法	公募した結果、1 団体からの申請があり、提案のあった事業計画について、公開プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定等委員会において審査を行った。	
選定理由	<p>条例及び募集要項に定める選定基準に基づき審査を行った結果、審査点の合計は 4 4 4 点（6 0 0 点満点）であり、指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値である 6 0 %（3 6 0 点）を超えていることから「株式会社 笹原建設」を指定管理者候補者に選定した。</p> <p>また、選定等委員会で決定した審査結果は別表のとおり。</p>	
選定の経緯	募集要項等の配布開始	令和 5 年 7 月 2 7 日
	申請書類の受付締切	令和 5 年 9 月 1 3 日
	選定等委員会	令和 5 年 1 0 月 6 日

公募施設名：見附市大平森林公園

団体名：株式会社 笹原建設

所在地：新潟県見附市名木野町2870番地2

選定基準		審査項目		判定・配点	審査点等
1	事業計画書に基づく公の施設の運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。	①	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	適・否	適
		②	利用者の平等な利用の確保		
2	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであるか。	③	利用者の増加を図るための具体的手法	240点 (40点×6名)	191.00点
		④	サービスの向上を図るための具体的手法		
		⑤	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
3	事業計画書の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図れるものであるか。	⑥	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	90点 (15点×6名)	60.00点
4	事業計画書に沿った管理を安定して行う人的構成、経済的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	⑦	安定的な運営が可能となる人的能力	180点 (30点×6名)	124.00点
		⑧	安定的な運営が可能となる経済的基礎		
		⑨	類似施設の運営実績		
5	当該公の施設の設置目的を達成するために必要なものとして別に定める事項。	⑩	施設の特性に依じた審査項目	90点 (15点×6名)	69.00点
合 計 点				600点 (100点×6名)	444.00点

申請者は1団体、選定等委員会6名で採点。

指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値は、満点（600点）のうち60%（360点）とする。

議第96号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員候補者に推薦しようとする者

氏 名 齋藤 榮作

住 所 見附市本所1丁目

生年月日

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮





議第97号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員候補者に推薦しようとする者

氏名 土田 秀  
住所 見附市柳橋町  
生年月日

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮



議第98号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員候補者に推薦しようとする者

氏名 佐野 ひとみ

住所 見附市本所1丁目

生年月日

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮



議第99号

見附市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

見附市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市手数料条例の一部を改正する条例

見附市手数料条例(平成12年見附市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中30の項を32の項とし、同表29の項中「(平成14年法律第151号)」を削り、同項を同表31の項とし、同表7の項から28の項までを2項ずつ繰り下げ、同表6の項中「書類の閲覧」を「規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「交付又は」を「交付、」に改め、「記載した事項の証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表7の項とし、同表4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	--------------------------

<p>子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
---	--

別表第1の3の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--	---------------------------------

号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
---	--

別表第2の3の項中「。以下この項及び6の項において「規則」という。」を削り、「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第4中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

#### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和6年3月1日
- (3) 別表第2の3の項の改正規定 令和6年4月1日





議第100号

令和5年度 見附市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度見附市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,703,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	3,058,724	234,000	3,292,724
	2 国庫補助金	1,311,074	234,000	1,545,074
	歳 入 合 計	18,469,000	234,000	18,703,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	民生費	6,855,211	234,000	7,089,211
	1 社会福祉費	3,225,277	234,000	3,459,277
	歳 出 合 計	18,469,000	234,000	18,703,000



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	6,855,211	234,000	7,089,211
歳 出 合 計	18,469,000	234,000	18,703,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
234,000			0
234,000	0	0	0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	3,058,724	234,000	3,292,724
	2	国庫補助金	1,311,074	234,000	1,545,074
	1	総務費国庫補助金	315,425	234,000	549,425

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 地方創生臨時 交付金	234,000	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	234,000

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	6,855,211	234,000	7,089,211	234,000	
	1	社会福祉費	3,225,277	234,000	3,459,277	234,000	
	8	住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費	103,300	234,000	337,300	国庫支出金 234,000	

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	325	1 住民税非課税世帯等緊急支援臨時給付金給付事業	233,875
3 職員手当等	125	会計年度任用職員報酬	325
4 共済費	50	会計年度任用職員共済組合負担金	19
10 需用費	108	社会保険料等	31
11 役務費	792	社会保険料	27
12 委託料	1,500	雇用保険料	4
13 使用料及び賃借料	100	消耗品費	43
18 負担金補助及び交付金	231,000	印刷製本費	65
		通信運搬費	297
		郵便料	297
		手数料	495
		口座振替手数料	495
		委託料	1,500
		システム改修委託料	1,500
		賃借料	100
		コピー機借上料	100
		交付金	231,000
		住民税非課税世帯等緊急支援臨時給付金	231,000
		2 職員給与費（臨時給付金関連）	125
		職員手当	125

3款 民生費

# 1. 一般職

## (1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(354) 302	千円 454,772	千円 1,137,461	千円 734,624	千円 2,326,857	千円 451,437	千円 2,778,294	
補正前	(353) 302	454,447	1,137,461	734,499	2,326,407	451,387	2,777,794	
比 較	(1) 0	325	0	125	450	50	500	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務
	補 正 後	千円 122,556
	補 正 前	122,431
	比 較	125

### ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 302	千円 0	千円 1,137,461	千円 686,790	千円 1,824,251	千円 373,711	千円 2,197,962	
補正前	(11) 302	0	1,137,461	686,665	1,824,126	373,711	2,197,837	
比 較	(0) 0	0	0	125	125	0	125	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務
	補 正 後	千円 122,556
	補 正 前	122,431
	比 較	125

### イ. 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(343) 0	千円 454,772	千円 0	千円 47,834	千円 502,606	千円 77,726	千円 580,332	
補正前	(342) 0	454,447	0	47,834	502,281	77,676	579,957	
比 較	(1) 0	325	0	0	325	50	375	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 125	その他の 増分	千円 125 その他増分	

